

旧陸海軍所有の樂器処置に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月六日

中野重治

参議院議長 松平恒雄殿

五

旧陸海軍所有の樂器処置に関する質問主意書

終戦時日本旧陸海軍の所有せる樂器の処置に就き、当時の樂器の品目、數量及びその所有所名、終戦後

これらの処置に當つた機關名及び処理方針、処理の結果。

右質問に対し速かなる具體的答弁を要求する。